

# 青森県報

第五百九十七号

令和五年  
四月十日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
  - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
  - 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
  - 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出……………(同) ……二
  - 特定農業用ため池の指定……………(農村整備課) ……三
  - 特定農業用ため池の指定の解除……………(同) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……三
  - 右 同……………(同) ……四

## 告 示

### 青森県告示第二百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第二百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	短期入所	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢堀口一六四の六五	令和五・四・一
障害福祉サービスを行う所	名 称	所 在 地	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢堀口一六四の六五	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢堀口一六四の六五	指 定 年 月 日

### 青森県告示第二百号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川字中桜川一八番地一〇	就労継続支援A型	就労継続支援A型サンプラザ弘前	弘前市大字大川字中桜川一八番地一〇	令和五・三・三一

嶋田 淳	北川 陽介	氏 名
弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	勤務する病院等
弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	所在地
小児科（心臓機能障害）	小児科（心臓機能障害）	診療科目
〃	令和五・四・一	指年月日

青森県告示第三百一十号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	町田 祐子	宗像 秀雄	丸山 章	裕佐々木 隆	千葉 博信	柿坂 吉彦
勤務する病院等	まちだ眼科クリニック	室岡整形外科記念病院	医療法人康智会丸山クリニック	タカヒロ矯正歯科医院	医療法人千葉胃腸科内科医院	医療法人杏順会かきさか医院
所在地	青森市大字羽白字沢田三九の四	八戸市長者三丁目三の二三	八戸市湊高台五丁目二四の三	十和田市東二十番町二一の六	弘前市石渡三丁目一三の二	黒石市寿町一六
診療科目	眼科（視覚障害）	整形外科（肢体不自由）	外科（直腸機能障害） 害・小腸機能障害	矯正歯科（そしやく機能障害）	内科（心臓機能障害） 害、じん臓機能障害 害、呼吸器機能障害	外科（心臓機能障害）
指辞年月日	令和五・三・二七	〃	五・四・二九	〃	五・四・二〇	五・四・三

山崎 紀一	神 裕昭	油川 修二	浅水 明子	大和 健二	木村 行雄	成田 豊人	新渡戸 剛	小野 不二	相原 守夫	王子 知行	角田 修
医療法人山崎山真院	神整形外科医院	油川整形外科医院	医療法人浅水眼科馬場町眼科クリニック	大和泌尿器科医院	十和田泌尿器科	社団法人慈恵会青森慈善会病院	剛整形外科クリニック	みちのくクリニック	医療法人相原内科医院	王子整形外科医院	医療法人佑心会角田整形外科医院
三戸郡五戸町字野月一四の一	弘前市大町三丁目六の四	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田八一の一	八戸市大字馬場町二	弘前市外崎四丁目二の五	十和田市元町東一丁目三の八	青森市大字安田一字近野一四六の	青森市花園二丁目二の三	むつ市十二林一七の一	弘前市青山三丁目八の二	青森市篠田三丁目一三の二五	むつ市新町一三の五二
内科（肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害）	整形外科（肢体不自由）	整形外科（肢体不自由）	眼科	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）	循環器科（心臓機能障害）	整形外科（肢体不自由）	内科（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害）	内科（呼吸器機能障害）	整形外科（肢体不自由）	整形外科（肢体不自由）
〃	〃	〃	〃	〃	五・四・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃

荒内 俊	山形 尚正	奈良 龍一	一百目 公	荒井 俊治	木村 要	小泉 誠二	相沢 宏	新山 龍治	西村 哲郎	金子 宏彦
荒内歯科矯正 歯科	医療法人三良 会ミッドライ フクリニツク A M C	奈良内科医院	医療法人泰豊 会十和田外科 内科	あらい整形外 科リハビリ テーションク リニツク	医療法人芙蓉 会村上病院	八戸平和病院	相沢耳鼻咽喉 科医院	新山歯科矯正 歯科医院	医療法人西村 院耳鼻咽喉科 医	金子内科クリ ニツク
青森市八重田一 丁目四の一六	青森市新町一丁 目二の五	青森市花園二丁 目二四の四	十和田市穂並町 一の五	八戸市柏崎五丁 目五の一七	青森市浜田三丁 目三の一四	八戸市湊高台二 丁目四の六	八戸市根城五丁 目二の七	青森市青柳二丁 目四の一五	八戸市南類家二 丁目一七の二八	弘前市大字徳田 町一〇の四
歯科(そしやく機能 障害)	外科(直腸機能障 害、小腸機能障害)	内科(心臓機能障 害、じん臓機能障 害、呼吸器機能障 害)	外科(心臓機能障 害、直腸機能障 害、呼吸器機能障 害、小腸機能障 害)	整形外科(肢体不自 由)	内科(心臓機能障 害、じん臓機能障 害、呼吸器機能障 害)	外科(心臓機能障 害)	耳鼻咽喉科	歯科(そしやく機能 障害)	耳鼻咽喉科	内科(心臓機能障 害、じん臓機能障 害、呼吸器機能障 害)
五・五・三	五・五・八	五・五・六	五・三・三	五・四・三〇	五・四・二元	〃	五・四・六	〃	〃	五・四・四

青森県告示第百二十二号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七條第一項の規定により、次のとおり農業用ため池を特定農業用ため池として指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大間沢溜池	むつ市大字奥内字石蔵	令和五年三月三二日

青森県告示第百二十三号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七條第一項の規定により指定した特定農業用ため池について、次のとおりその指定を解除したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
幸畑貯水池	青森市大字幸畑字阿倍野一六四	令和五年三月三二日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定により、名川

土地改良区の定款の変更を令和五年三月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年四月十日

三八地域県民局長

菅

孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、館土地改良区の定款の変更を令和五年三月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年四月十日

三八地域県民局長

菅

孝

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭